

1. 件名：安全実績指標に関するガイドの見直しに関する面談

2. 日時：令和6年2月7日（水） 10：05～11：05

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査監督総括課 渡邊課長補佐  
検査監督総括課検査評価室 笠川室長補佐  
実用炉監視部門 小野上席原子炉解析専門官

原子力エネルギー協議会 部長、他2名

東京電力ホールディングス株式会社原子力運営管理部 副長、他1名

（以下、オンライン会議システムによる参加）

関西電力株式会社原子力事業本部発電グループ マネジャー

中国電力株式会社電源事業本部（原子力設備） 副長、他1名

5. 要旨

令和5年11月28日に開催した第13回検査制度に関する意見交換会合の議題2「検査ガイド改正を検討している主な内容」で原子力規制庁が今後見直しを検討している主な内容として提示した安全実績指標に関するガイド（GI0006）について、次回の検査制度に関する意見交換会合で有意義な議論をするために、令和6年1月10日に行った前回の面談に続き、原子力エネルギー協議会（以下、「ATENA」という。）及び発電用原子炉設置者と面談を行った。

主な内容は以下のとおり。

- ATENAから、安全実績指標（以下、「PI」という。）での重大事故等対処設備（以下、「SA設備」という。）のLC0逸脱のカウントの改善について、主に以下のとおり提案があった。
  - 設備分類によるPIのカウントの改善として、SA設備のうち、新規制基準適合のための許認可申請において、事業者はSA設備の選定・分類を行っており、その設備が持つ機能等を踏まえ、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項第15号の重大事故防止設備又は第16号の重大事故緩和設備に属さないものはSA設備のLC0逸脱のPIのカウントから除いてはどうか。
  - 異常の影響緩和の機能を有する系統に属する設計基準対象設備とSA設備を兼ねている設備のLC0逸脱については、PIの独立性の観点から、安全実績指標に関するガイド（GI0006）の別紙1に示す「⑤安全系の機能故障件数

（運転上の制限逸脱件数）」と「⑩重大事故等対処設備の機能故障件数（運転上の制限逸脱件数）」の両方でカウントするのではなく、「⑤安全系の機能故障件数（運転上の制限逸脱件数）」のみでカウントしてはどうか。

- 事業者が適切な保守を行っているにも関わらず発生する電子機器の偶発故障や、メーカーなど外部要因により SA 設備の LCO 逸脱が発生した場合、事業者のパフォーマンス劣化ではないことから、PI のカウントから除いてはどうか。
- 原子力規制庁から、ATENA の提案も考慮しつつ、次回の検査制度に関する意見交換会合で議論できるように検討を進めたいと回答した。
- ATENA から、安全実績指標に関するガイド（GI0006）を改正することになった場合は、事業者内における PI の各指標のデータの収集・計算方法を具体的に示した ATENA が作成するガイドラインの改正も必要になることから、原子力規制庁による当該ガイド（GI0006）の改正内容が具体的になり次第、ガイドラインの改正作業を進める旨、発言があった。

## 6. 配布資料

なし

（参考）関係する前回の面談

<https://www2.nra.go.jp/data/000465658.pdf>

以 上